

平成 28 年 5 月 26 日

報道関係各位

一般社団法人 日本木造住宅産業協会
会 長 市 川 晃

記 者 発 表 資 料

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

日本木造住宅産業協会は、昭和 61 年 4 月に公益法人として設立され、平成 25 年 4 月に一般社団法人に移行し、平成 28 年 4 月に設立 30 周年を迎えました。

当協会では引き続き木造軸組工法による住宅及び建築物（以下、「木造住宅等」と略）についての技術開発や生産技術等に関する調査研究並びに普及啓発を通じ、木造住宅等の性能・品質等の向上を図り、業界の発展に寄与するよう、尚一層の努力をしております。今後ともご支援ご鞭撻をいただきますようお願いいたします。

平成 27 年度の新設住宅着工戸数は 92 万戸、対前年度比 4.6% のプラスとなりました。持家、貸家、分譲住宅、いずれもが、26 年度の減少から再び増加に転じ、消費税率引き上げによる反動減から若干持ち直しました。

今後、わが国経済は、雇用や所得環境の改善傾向が続く中、引き続き緩やかに回復していくことが期待されます。住宅業界におきましても、マイナス金利政策による住宅ローン金利の低下や各種の住宅取得支援策により、全般的には、回復が見込まれますが、職人不足の影響や、来年 4 月に予定されている消費税率 10% への引上げの影響など懸念される要素もあり、見通しはなお不透明な状況が続くものと思われまます。

今回、住宅に対しての軽減税率適用の要望は実りませんでしたでしたが、この 3 月に閣議決定された、新たな住生活基本計画（全国計画）では、住宅金融市場の整備と税財政上の措置を総合的かつ計画的に推進していくことが盛り込まれています。今後も多岐多重にわたる、住宅税制そのものについても議論が喚起されるよう、活動してまいります。

当協会は、昨年度を「設立 30 年の年」と位置づけ、設立 30 年記念入会金無料キャンペーンを実施するとともに、記念キャッチコピーを「これまでも、これから、ずっと木のあふくらし」とすることを決め、ロゴマークを制定し、記念イベントや記念事業でこのキャッチコピーとロゴマークを使用し、木造住宅と木造建築物の良さをアピールしてまいりました。

今年度も継続的事業の推進強化を図るとともに、協会設立 30 周年を節目に新たな取り組みを積極的に進めてまいります。

1. 平成28年度の活動重点事項

当協会では、今年度 良質な住宅ストック形成の推進と、既存住宅流通の促進に向け「木住協リフォーム支援制度」の拡充・普及を図ります。また、耐火性能、耐震性、省エネルギー性に優れた「木造住宅等」の普及・啓発を尚一層推進し、各種事業活動の積極的展開を図るべく、以下の活動重点事項を定めました。

- ・ 熊本地震の被災者の生活安定のため、復旧、復興のための支援を行う。
- ・ 良質な住宅ストック形成の推進及び既存住宅流通の促進等に向け「木住協リフォーム支援制度」の格段の普及・改善を図り、「木住協リフォーム診断員」を育成するとともに、木造住宅リフォームの技術と信頼性の向上を図る。
- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業の普及に努める。
- ・ 公共建築物等木材利用促進法や高齢者向け住宅・施設等の特殊建築物などを含む木造軸組工法の需要拡大を図る。
- ・ 木造耐火建築物及び省令準耐火構造の普及に向け、2時間耐火を含め新たな大臣認定や追加承認の取得に努めるとともに、木造耐火、省令準耐火構造に係る講習の充実を図る。
- ・ 既存木造住宅の耐震診断や耐震改修の普及啓発に努める。
- ・ 低炭素社会の実現に向けて省エネルギー性能に優れた住宅の普及に努める。
- ・ 木造住宅の普及啓発と将来に向けた住教育の一端を担うべく実施してきた「作文コンクール」の訴求力強化に向け、多様な観点から改善を図る。
- ・ 住宅生産に関する技術の向上と品質の確保、技能者不足を考慮した生産性向上の為の調査、研究及び支援を行い、教育・訓練を実施する。
- ・ 快適な住生活、住環境に適した良質な資材の普及と流通の合理化や木造の新しい動きなどについて調査、研究を行う。
- ・ 第4回国産材利用実態調査の深掘り分析を通じ、会員及びプレカット会社の国産材利用実態を把握するとともに、国産材利用の促進を図る。
- ・ 木材の利用拡大を目指し、建築空間の内装木質化に係る調査、研究を行う。
- ・ 木優住宅の普及拡大を推進するとともに、木造住宅検査員制度を推進し住宅の品質の向上を図る。
- ・ 生産時等における不測な事故に備えるための「木住協工事総合保険」の普及を図る。
- ・ 労災対策の一環としての業務災害補償制度「木住協経営ダブルアシスト」の普及を図る。
- ・ 木造ハウジングコーディネーター資格認定制度の充実及び普及を図る。
- ・ 人材の育成に資する研修や講習の充実を図る。
- ・ 住宅・建築行政に関する情報収集に努め、会員への迅速な情報提供に努める。
- ・ 各事業活動のリリース、住宅建材展への出展、記者懇談会等、広報活動に努める。
- ・ 木住協30年史の発刊を行う。
- ・ 支部活動の活性化を図る。
- ・ 倫理憲章及び環境行動推進宣言は木住協会員の守るべき基本方針として、普及、定着に努める。

2. 会員の状況

会員の種類	平成27年 4月1日	入退会状況			平成28年 3月31日
		入会	退会	増△減	
1種A正会員	121社	11社	8社	3社	124社
1種B正会員	283社	31社	19社	12社	295社
1種C正会員	33社	22社	9社	13社	46社
2種A正会員	31社	1社	1社	0社	31社
2種B正会員	17社	1社	1社	0社	17社
3種正会員	33社	14社	8社	6社	39社
計	518社	80社	46社	34社	552社
賛助会員	43社	5社	3社	2社	45社
合計	561社	85社	49社	36社	597社

3. 役員の変動（別添の役員一覧ご参照）

会長

いちかわ あきら
市川 晃（住友林業株式会社 代表取締役社長）

新任理事

うちやま かずちか
内山 和哉（積水ハウス株式会社 常務執行役員 東京支社長）

さなだ かずのり
真田 和典（株式会社日本ハウスホールディングス 常務取締役住宅統
轄本部長）

こにし まさこ
小西 雅子（東京ガス株式会社 営業第二事業部 事業部長）

せと きんや
瀬戸 欣哉（株式会社LIXIL 代表取締役社長兼CEO）

せきぐち よしたか
関口 芳隆（吉野石膏株式会社 専務取締役営業統括本部長）

4. 事業活動について

1) 木住協リフォーム支援制度の更なる普及啓発の促進

(1) 「木住協リフォーム支援制度」対象の拡大

平成24年度末に「木住協リフォーム支援制度」を構築し、平成25年度から講習会を開催し、現在563名の「木住協リフォーム診断員」と138社の「登録事業者」を抱えております。昨年、当協会は長期優良住宅化リフォーム推進事業におけるインスペクター講習団体に登録され、「木住協リフォーム診断員」が、その推進事業におけるインスペクションを実施することが可能になりました。また、制度の更なる普及、拡大を図るには、会員外に門戸を拡大する必要があると考え「木住協リフォーム診断員」の受講条件の特例措置を設け、一定の条件の下、会員外の受講、支援サービスの利用を可能にしました。更に、20名以上の参加で講習会を企業単位での出張講習会も実施しています。そして、今年からは「木住協リフォーム診断員」のWEB更新講習会を実施します。

(2) 合成接着梁工法の技術提供

木造住宅リフォームの技術支援と信頼性の向上を図る為、特許取得済の「合成接着梁工法」の技術提供を実施しています。既存の梁の下に新しい梁を添えて接着し、一体化した強度の高い合成梁をつくることにより、既存の梁を支えている壁や柱を撤去できる工法です。(利用に当たっては木住協が行う技術講習会の受講が条件となります。)現在、25社が利用可能です。

(3) リフォーム工事費概算見積りシステムの普及推進

平成25年度から「木住協リフォーム診断員」講習会の中でリフォーム工事費概算見積りシステムの概要の説明を行ってきました。今年度は、このシステムの普及・利用の推進のために「木住協リフォーム診断員」講習会とは別に、現行システムの利用方法を習得してもらうためのフォローアップ講習会の実施を計画しています。

2) 木造軸組耐火構造、省令準耐火構造木住協仕様の普及

(1) 木造軸組耐火構造

平成18年の「木造軸組工法による耐火建築物設計マニュアル講習会」と「木造1時間耐火構造大臣認定書(木住協仕様)」(写)の発行により、木造軸組工法による耐火建築物の建設が可能となりました。

平成28年3月末現在、大臣認定書(写)の発行件数は延べ1,741件、既に1,500棟を超える木造耐火建築物が建築確認済で、完成若しくは工事中となります。講習会も延べ87回開催し、6,237名の方々の受講がありました。

建築確認済物件としては、防火地域に建つ延べ面積200㎡以下が75%と最も多いのですが、延べ面積500㎡超の建築物が187件で12%程度、階数4以上の建築物も24件、共同住宅や老人ホーム、コミュニティセンター等の公共建築物も増えています。

また、平成27年度には、「間仕切壁」「界壁」について2時間耐火大臣認定を取得しました。「柱」「床」「外壁」についても大臣認定を申請済みであり、夏頃には認定取得の予定です。

今後とも、森林の保全やCO₂固定等による環境対策の観点からも、これまで非木造の分野であった用途の建築物や公共建築物にも、より一層の木造の普及を図ります。

(2) 省令準耐火構造木住協仕様

平成27年度の特記仕様書の頒布数は21,880部で、前年比99.2%となっていますが、省令準耐火講習会に関しては、講習受講希望者が増加しており、追加要望に対応している状況です。平成28年3月末現在、木住協仕様特記仕様書の頒布数は累計172,130部となっています。平成27年度の供給実績調査で、建築確認済数は19,752戸（同95%）、竣工数は18,904戸（同91%）となっています。

3) 既存木造住宅の耐震診断や耐震改修の普及啓発

平成24年度、木造軸組工法や枠組壁工法も対象とした木住協の「耐震診断プログラム」は、日本建築防災協会の「技術評価」を取得しました。このプログラムは、「一般診断法」及び「精密診断法1」に対応しており、政府の進める耐震診断のための「診断プログラム」として活用が可能です。平成28年3月までに119部が購入されました。一方、この「技術評価」は3年ごと更新のため、平成28年3月に更新手続きを完了しました。

4) 低炭素社会の実現に向けて省エネルギー性能に優れた住宅の普及促進

平成24年12月、都市の低炭素化の促進に関する法律が施行され「低炭素建築物新築等計画」の認定が始まりました。平成25年度、木造軸組工法住宅を前提として認定基準に対応可能な断熱仕様や推奨する設備機器等に関し、「木住協仕様」として、建築地域や建築物の規模の別に検討し、低炭素住宅の木住協仕様の解説を取りまとめました。平成26年4月、第4次エネルギー基本計画が策定され、住宅については2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現を目指すことが公表されました。これを受け前年度に検討した木住協仕様を基に、いくつかの規模の住宅について、経済産業資源エネルギー庁の「ZEH支援事業」に対応可能な木住協仕様の提案を行うこととし、木造軸組工法の一般的な断熱仕様や設備機器等を前提に、膨大な「1次エネルギー消費量」（「WEBプロ」）の計算を実施しました。さらに平成27年10月のWEBプロの改定がありましたが、改めて1次エネルギー消費量の計算を実施し、住宅の断熱仕様や優先的に考慮すべき設備機器、導入する太陽光発電の容量等々について建設地の断熱地域区分ごとに「ZEHに対する木住協仕様」として提案しました。

5) 中大規模木造建築の取り組み

平成22年に「公共建築物等の木材利用の促進に関する法律」が施行され、中大規模木造建築物の建設や内装の木質化などの推進が掲げられています。木住協では、木造軸組工法による大スパン建築物の試設計や、2時間耐火構造の取組みを踏まえた中大規模木造建築物の建物用途や規模などの市場調査、4～6階建ての木造建築の試設計等により構造計画の課題などの検討を行いました。平成27年度には、1階が店舗（デーサービス）、2階以上が高齢者向け住居とした木造4階建て、5階建ての共同住宅、4階建ての事務所建築物の試設計を行い、耐力要素などの課題の検討を行いました。平成28年度には、林野庁の木材の新規用途の導入促進事業に係る助成金交付を受け、前年度までに確認された課題と実用化の検討として、「木造軸組工法による高耐力な耐力壁、高耐力な接合金物の開発」を行う予定です。

6) 大工技能者の育成・確保の仕組みづくりの推進

昨年は大工技能者の現状（高齢化と若年入職者の減少）を調査し、大工技能者の確保・育成の仕組みづくりに向けた検討を行いました。また、会員向けアンケートにより、今後、大工技能者が不足すると約9割の会員が予測しており、強い危機感を抱いていることが分かりました。そして、木住協による大工技能者の共同育成の仕組みについては6割弱の会員が必要であるとの結果でした。これらを踏まえ、富士教育訓練センターと連携し木住協版の大工育成教育訓練カリキュラムを作成しました。今年、このカリキュラムに沿って、「創ることの楽しさ、木造大工および工事管理者初級コース」として、会員外にも門戸を開き、11月下旬から、のべ15日間の教育・訓練を実施します。

7) 設備・資材に関する取組み

- (1) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」や「中古住宅・リフォーム市場活性化」の取組み、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」など住宅政策・制度や住宅市場に対応した新技術・新製品に関する調査研究の推進及び情報収集・発信をします。
- (2) 良質な住宅資材及び設備に関する商品カタログの作成やホームページ掲載により商品に関する情報発信の活性化を図り、良質建材の普及を推進します。
- (3) 秋に開催されるジャパンホームショーに出展し、木住協のPRと木造軸組工法住宅に適した住宅資材・設備のPRを行います。
- (4) 第4回 国産材利用実態調査を踏まえ地域別・規模別の実態や過去のデータとの比較など分析の深掘りをし、国産材の利用促進を図ります。
- (5) 木材の利用拡大を目指し、内装木質化の際に求められる木質建材の性能についての調査・研究を行います。

8) 住宅瑕疵担保履行法に対応した「木優住宅」の一層の普及促進

住宅瑕疵担保履行法に対応した「木優住宅」（住宅瑕疵担保責任保険付き住宅）の一層の普及拡大を図るとともに、木造住宅検査員制度の活用促進及び内容の充実を図るなどにより住宅の品質の向上を推進します。

9) 「木住協工事総合保険」の普及促進

木造軸組住宅の生産時等における不測な事故に備えるための「木住協工事総合保険」（木住協30周年特別商品として補償を大幅に充実）の普及を図り、木造軸組住宅建設事業経営の安定化を推進します。

10) 地盤保険「木住協版 THE PERFECT10W」の普及促進

地盤判定を自らが積極的に関わることで住宅地盤に関する知識と技術の向上と安全・安心な住宅の提供を支援すると共に、対象となる住宅について不同沈下が発生した場合等に、修復費用が補償される木住協独自の新たな地盤保険制度「木住協版 THE PERFECT10W」の普及を図ります。

11) 「木住協業務災害補償制度」の普及促進

新規の労災事故が年間60万件発生し、必要補償金額は高額化する一方、政府労災だけでは十分な補償が受けられない状況にあり、働く従業員への補償はもとより、経営安定化・人材確保の観点からも、企業自らの業務災害への備えが不可欠となっています。

企業向け賠償補償＋役員・従業員向け定額補償の「木住協業務災害補償制度」（経営ダブルアシスト）の普及を図り、経営の安定化を推進します。

1 2) 木造住宅の普及・啓発に関する取り組み

- (1) 「木造住宅の日（10月18日）」にちなみ、平成28年度で19回目となる全国の小学生を対象とした作文コンクールを実施します。次年度、第20回目の節目を意識し、訴求力を強化すべく、様々な視点で改善を進めていきます。
- (2) 木造住宅に関する正確な知識と高い識見を備えた営業・技術者を育成するため、木造ハウジングコーディネーター講習・試験を実施します。
- (3) 会員の年間着工推移をまとめた「木住協自主統計」調査を、調査項目の拡充を図りつつ継続実施します。

1 3) 環境への配慮・取組、倫理憲章の普及・徹底

- (1) 「環境行動指針」、「環境行動計画」に基づき地球温暖化等の環境問題に積極的に取り組むべく、木造軸組住宅の環境面での優位性の普及・啓発に向け、省エネルギー・省資源・高耐久長寿命化などへの技術開発や人材育成に資する研修の充実等に努めます。また、第8回目となる「木住協会員の環境行動に関するアンケート調査報告書」を発刊します。
- (2) 住宅関連事業に携わる者としての社会的責任と誇りを再認識し、安心・安全で豊かな住生活の実現に向け、協会及び会員が一丸となって、コンプライアンスに努めるとともに、倫理憲章の普及・徹底を図ります。

1 4) 木住協支部活動の活性化

地域の特性に応じた協会活動を行うため、地方公共団体や住宅関連団体との連携を強化するとともに、支部による事業活動の活性化を図ります。

添付資料

1. 平成28年度定時総会資料
2. 平成28年度功労者表彰 受賞者名簿
3. 役員一覧表
4. 木住協30年史